

有識者会議答申に対する日本高等学校野球連盟の見解

平成 19 年 11 月 30 日

1. 有識者会議の答申を受け入れる

高校野球特待生問題有識者会議の答申は、限られた期間の中で必要かつ基本的なポイントについて、教育的見地から問題点を整理し、教育効果が期待できる合理的な範囲で条件を定め、生徒の多様な能力を伸ばす制度としてこれを認めるべきだとしている。この提言は、尊重すべきと考える。

2. 最終措置は平成 24 年度新入生募集を目途に策定

加盟校が、勝利至上主義に陥り、教育の一環としての部活動の趣旨に反する指導が行われたり、学業を疎かにするなどの弊害が起きないように、平成 21 年度から 3 年間は、答申で示された諸条件に留意しつつ、加盟校が適正に運用するとともに、日本高等学校野球連盟において、その実態を把握するための調査を行うこととする。

高校野球としての特待生の取り扱いについては、実態調査の結果を踏まえて、平成 24 年度新入生募集時期までに策定することとする。

3. 実態調査方法の検討と私学検討部会の継続

今後 3 年間は、高校野球としての最終方針を策定する上で非常に重要な期間となる。今回各都道府県および 9 地区で設けた私学検討部会をこの間継続して開催、最終方針決定に当たっては十分な協議を行う必要がある。

さらに、各年度の実態調査では単に形式的な調査に終わらず、特待生制度採用の効果と問題点をしっかり把握することが最終方針決定には欠かせず、当面の実態調査方法を日本高等学校野球連盟で専門委員会を設け、検討した上で、来年 5 月末までに私学検討部会での意見も踏まえて決定する。

4. 第三者の介入禁止に厳正措置

さらに答申では、中学生の進路選択に当たって、第三者の介入や金銭を伴うブローカーの関与を厳しく規制すべきだとする見解を強調している。

今後、高校野球関係者が特待生を決定するに当たって、いわゆる第三者を介入させたり、金銭を伴うブローカーと接触したり、斡旋を受け入れた事実が判明したときは、学生野球憲章第 20 条 2 項によって、当該高校関係者を厳正に処分する。

また、少年野球関係者や所属する生徒の保護者に同様の行為があったと認められるときは、日本高等学校野球連盟から当該少年野球連盟に通告し、是正を求める。

この問題は高校関係者のみならず中学校や学校外の活動団体である少年野球チームと所管団体、および保護者の理解と協力が不可欠となる。

5. 中学校校長の推薦書の取り扱いと接触ルール

第三者の関与を排除するためには中学校校長の推薦を必須とする必要があり、学校外の活動記録を中学校校長の推薦書に添付することができるよう中学校側の理解を求めた。これが保護者において中学校に推薦を強要したり、学校外の活動記録を提出すれば即推薦に結びつくとする誤解が生じないように、関係者の周知を図る必要がある。

さらに今後の課題として、中学校と高等学校の接触ルールが全国的に統一されたものがない現状では、高校野球だけがこれを取り決めるのは困難といわざるを得ない。

しかし、公立高校の推薦入試も多様に変化している現在は、関係者の真摯な協議により、当該都道府県内での接触ルールの再確認が望まれる。

6. 学生野球憲章の見直しについて

学生野球憲章の見直しについては、日本学生野球協会で諮問機関を設けるなどの検討を要望することとする。今回、答申に沿って特待生を認める日本高等学校野球連盟の措置は、教育基本法ならびに学校教育法の理念に基づく特待生制度が、学生野球憲章に抵触しないとの有識者会議解釈を受け入れる。なお、今後の取り扱いについては、13条に細則を設ける方法を検討するが、平成24年度採用基準を踏まえて明文化することとする。

7. 全国高等学校体育連盟との整合性について

野球以外の競技との整合性については、全国高等学校体育連盟と積極的に意見交換を行う。最終見解の完全な一致は競技を行う環境に相当な違いがあり、難しい面もあるが、互いの方針を尊重しつつ調整を図っていければと考える。

以 上